第 号令和 年 月 日

山形県市町村職員退職手当組合 組合長 殿

退職に係る組合市町村長等

印

懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたこと を疑うに足りる相当な理由がある旨の報告書

退職手当の支給制限処分等に関する規則第8条の規定により、次のとおり報告します。

(職員番号)	(所属(課名等)及び職名)		(退職者氏名)	退職後の退職者の死亡又は死亡 退職の場合の退職手当受給権者 の死亡の有無 有 無
(退職時の組合市町村	名)	(採用年月日)	(退職事由)	(死亡年月日)
		年 月 日		相続人氏名

(具体的に記載してください)

1 当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由があると思料するに至った理由

- 2 思料される犯罪に係る罰条
- 備考1 欄が足りない場合は、別紙により対応すること。
  - 2 関連する資料がある場合はその写等を添付すること。